

事業者の皆様へ

『生活援助型訪問サービス』を始めませんか？

本市の総合事業では、現在、利用希望者に対し「生活援助型訪問サービス」が不足しています。事業者の皆様におかれましては、ぜひ、本事業への参入についてご検討をお願いいたします。

このサービスは、ヘルパーの資格をお持ちでない方でも、本市が開催する2日間の「生活援助型訪問サービス従事者研修」を受講すれば、サービスに従事できる※ようになります。

※上記研修の受講まえでも、受講を条件に事業所内で所定の研修を実施することで、従事することが可能です。（詳しくはお問い合わせください。）

☆ 生活援助型訪問サービス従事者研修について ☆

千葉市では年に2回、生活援助型訪問サービス従事者研修を行っています。

※生活援助型訪問サービスの指定を受けていない事業所の方でも、受講OKです！
(本サービスへの参入予定の有無も問いません。)

「本制度の活用が、人材確保につながった」との声も聞いております

生活援助型訪問サービスとは？

- 要支援1・2の方の居宅を訪問し、身体介護を伴わない「買物」、「掃除」、「洗濯」、「調理」などの家事支援を行います。
- 介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型のサービスの1つであり、本市の指定を受けることで、本市の被保険者に対するサービスを提供することができます。
- 訪問介護の人員基準が緩和されています。
⇒ヘルパー資格を有する常勤の管理者がサ責（訪責）を兼務すれば、訪問介護員等は本研修修了者のみでも事業を始められます！

区分	居宅サービス		介護予防・日常生活支援総合事業	
	訪問介護	訪問介護相当サービス	訪問介護相当サービス	生活援助型訪問サービス
利用対象者	要介護者	要支援者	要支援者	要支援者
提供するサービス	身体介護・生活援助・通院等乗降介助	身体介護	身体介護	生活援助
人員基準	管理者	常勤1人 ※同一敷地内の業務と兼務可	同左	常勤1人 ※同一敷地内の業務と兼務可
	サービス提供責任者 訪問事業責任者	常勤専従1人以上（利用者数が40人を超えるごとに1人追加） 【資格要件】 訪問介護員等と同じ	同左	常勤換算方法で1人以上 ※左記の2つのサービスと一体的に運営する場合は、当該サービスのサービス提供責任者でOK! 【資格要件】 訪問介護サービスと同じ
	訪問介護員等	常勤換算2.5人以上 【資格要件】 介護福祉士、実務者研修修了者、 介護職員初任者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員1級又は旧2級課程修了者	同左	必要数 ※1人でもOK! 【資格要件】 左記に加え、本市が実施する「生活援助型サービス従事者研修修了者」もOK!

【参考】1回あたり単価 H30.5～：238単位 → R1.10～：252単位

千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険事業課
TEL:043-245-5068